

軽費老人ホーム利用料等取扱基準の一部を改正する基準

軽費老人ホーム利用料等取扱基準（平成21年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
第1 軽費老人ホームの利用料等 1 基本利用料 略 2 サービスの提供に要する費用 略 3 生活費 (1) 生活費（月額）の設定 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。 <table border="1"> <tr> <th>1人当たりの額</th><th>冬期加算額（11月から3月まで）</th></tr> <tr> <td><u>51,400</u> 円</td><td><u>2,200</u> 円</td></tr> </table> 4 居住に要する費用 略 第2 軽費老人ホームA型の利用料等 1 基本利用料 略 2 サービスの提供に要する費用 略 3 生活費	1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）	<u>51,400</u> 円	<u>2,200</u> 円	第1 軽費老人ホームの利用料等 1 基本利用料 略 2 サービスの提供に要する費用 略 3 生活費 (1) 生活費（月額）の設定 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。 <table border="1"> <tr> <th>1人当たりの額</th><th>冬期加算額（11月から3月まで）</th></tr> <tr> <td><u>48,500</u> 円</td><td><u>2,100</u> 円</td></tr> </table> 4 居住に要する費用 略 第2 軽費老人ホームA型の利用料等 1 基本利用料 略 2 サービスの提供に要する費用 略 3 生活費	1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）	<u>48,500</u> 円	<u>2,100</u> 円
1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）								
<u>51,400</u> 円	<u>2,200</u> 円								
1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）								
<u>48,500</u> 円	<u>2,100</u> 円								

(1) 生活費（月額）の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。

1人当たりの額	冬季加算額（11月から3月まで）
円 <u>60,700</u>	円 <u>2,200</u>

4 その他
略

第3 軽費老人ホームB型の利用料等

1 基本利用料
略

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として次に定める額を上限とする。

28,700円

3 居住に要する費用（月額）
略4 その他
略別表Ⅰ－1 サービスの提供に要する基本額（月額）
軽費老人ホーム○留意事項
略

①単独設置

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円

(1) 生活費（月額）の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。

1人当たりの額	冬季加算額（11月から3月まで）
円 <u>57,300</u>	円 <u>2,100</u>

4 その他
略

第3 軽費老人ホームB型の利用料等

1 基本利用料
略

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として次に定める額を上限とする。

27,600円

3 居住に要する費用（月額）
略4 その他
略別表Ⅰ－1 サービスの提供に要する基本額（月額）
軽費老人ホーム○留意事項
略

①単独設置

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円

(別紙)

20	<u>136,600</u>
21—30	<u>91,600</u>
31—40	<u>80,100</u>
41—50	<u>71,300</u>
51—60	<u>60,400</u>
61—70	<u>57,000</u>
71—80	<u>50,100</u>
81—90	<u>49,600</u>
91—100	<u>44,600</u>
101—110	<u>42,900</u>
111—120	<u>39,500</u>
121—130	<u>40,000</u>
131—140	<u>37,300</u>
141—150	<u>36,000</u>

②単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用
人	円
20	<u>114,400</u>
21—30	<u>76,700</u>
31—40	<u>69,000</u>
41—50	<u>62,500</u>
51—60	<u>52,900</u>
61—70	<u>50,700</u>
71—80	<u>44,500</u>
81—90	<u>44,600</u>
91—100	<u>40,300</u>
101—110	<u>39,000</u>
111—120	<u>35,900</u>
121—130	<u>36,700</u>
131—140	<u>34,200</u>
141—150	<u>33,100</u>

20	<u>131,400</u>
21—30	<u>88,100</u>
31—40	<u>77,100</u>
41—50	<u>68,600</u>
51—60	<u>58,100</u>
61—70	<u>54,800</u>
71—80	<u>48,200</u>
81—90	<u>47,700</u>
91—100	<u>42,900</u>
101—110	<u>41,300</u>
111—120	<u>38,000</u>
121—130	<u>38,500</u>
131—140	<u>35,900</u>
141—150	<u>34,600</u>

②単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
20	<u>110,100</u>
21—30	<u>73,800</u>
31—40	<u>66,400</u>
41—50	<u>60,100</u>
51—60	<u>50,900</u>
61—70	<u>48,800</u>
71—80	<u>42,800</u>
81—90	<u>42,900</u>
91—100	<u>38,800</u>
101—110	<u>37,500</u>
111—120	<u>34,500</u>
121—130	<u>35,300</u>
131—140	<u>32,900</u>
141—150	<u>31,800</u>

③併設置

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円
10—14	<u>141,300</u>
15—19	<u>94,700</u>
20—29	<u>89,600</u>
30	<u>65,100</u>
31—40	<u>60,300</u>
41—50	<u>48,400</u>
51—60	<u>40,500</u>
61—70	<u>35,000</u>
71—80	<u>30,900</u>
81—90	<u>32,500</u>
91—100	<u>29,400</u>
101—110	<u>28,400</u>
111—120	<u>26,100</u>
121—130	<u>27,800</u>
131—140	<u>26,000</u>
141—150	<u>25,200</u>

④併設置 介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円
10—14	<u>96,800</u>
15—19	<u>65,000</u>
20—29	<u>67,500</u>
30	<u>50,200</u>
31—40	<u>49,300</u>
41—50	<u>39,500</u>
51—60	<u>33,300</u>
61—70	<u>28,600</u>
71—80	<u>25,200</u>

③併設置

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	<u>135,900</u>
15—19	<u>91,100</u>
20—29	<u>86,200</u>
30	<u>62,600</u>
31—40	<u>58,000</u>
41—50	<u>46,600</u>
51—60	<u>39,000</u>
61—70	<u>33,700</u>
71—80	<u>29,700</u>
81—90	<u>31,300</u>
91—100	<u>28,300</u>
101—110	<u>27,300</u>
111—120	<u>25,100</u>
121—130	<u>26,700</u>
131—140	<u>25,000</u>
141—150	<u>24,200</u>

④併設置 介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	<u>93,100</u>
15—19	<u>62,500</u>
20—29	<u>64,900</u>
30	<u>48,300</u>
31—40	<u>47,400</u>
41—50	<u>38,000</u>
51—60	<u>32,000</u>
61—70	<u>27,500</u>
71—80	<u>24,200</u>

(別紙)

81—90	<u>27,400</u>
91—100	<u>24,800</u>
101—110	<u>24,300</u>
111—120	<u>22,500</u>
121—130	<u>24,300</u>
131—140	<u>22,800</u>
141—150	<u>22,200</u>

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
共通職員

取扱定員	<u>令和8年4月以降適用</u>
人	円
20	<u>103,000</u>
21—30	<u>69,100</u>
31—40	<u>52,300</u>
41—50	<u>49,000</u>
51—60	<u>41,600</u>
61—70	<u>41,000</u>
71—80	<u>36,200</u>
81—90	<u>32,100</u>
91—100	<u>29,000</u>
101—110	<u>28,700</u>
111—120	<u>26,400</u>
121—130	<u>28,100</u>
131—140	<u>26,200</u>
141—150	<u>25,400</u>

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	<u>令和8年4月以降適用</u>
人	円
20	<u>79,600</u>
21—30	<u>53,500</u>

81—90	<u>26,400</u>
91—100	<u>23,900</u>
101—110	<u>23,400</u>
111—120	<u>21,600</u>
121—130	<u>23,400</u>
131—140	<u>21,900</u>
141—150	<u>21,400</u>

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
共通職員

取扱定員	<u>令和7年4月以降適用</u>
人	円
20	<u>99,100</u>
21—30	<u>66,500</u>
31—40	<u>50,300</u>
41—50	<u>47,100</u>
51—60	<u>40,000</u>
61—70	<u>39,400</u>
71—80	<u>34,800</u>
81—90	<u>30,900</u>
91—100	<u>27,900</u>
101—110	<u>27,600</u>
111—120	<u>25,400</u>
121—130	<u>27,000</u>
131—140	<u>25,200</u>
141—150	<u>24,400</u>

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	<u>令和7年4月以降適用</u>
人	円
20	<u>76,600</u>
21—30	<u>51,500</u>

(別紙)

31—40	<u>40,400</u>
41—50	<u>39,500</u>
51—60	<u>34,000</u>
61—70	<u>34,400</u>
71—80	<u>30,200</u>
81—90	<u>26,900</u>
91—100	<u>24,300</u>
101—110	<u>24,400</u>
111—120	<u>22,600</u>
121—130	<u>24,400</u>
131—140	<u>22,900</u>
141—150	<u>22,300</u>

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
共通職員

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円
10—14	<u>74,000</u>
15—19	<u>49,800</u>
20—29	<u>55,800</u>
30	<u>42,500</u>
31—40	<u>32,200</u>
41—50	<u>26,100</u>
51—60	<u>22,000</u>
61—70	<u>19,000</u>
71—80	<u>16,800</u>
81—90	<u>15,100</u>
91—100	<u>13,700</u>
101—110	<u>14,200</u>
111—120	<u>13,200</u>
121—130	<u>15,800</u>
131—140	<u>14,800</u>
141—150	<u>14,900</u>

31—40	<u>38,900</u>
41—50	<u>38,000</u>
51—60	<u>32,700</u>
61—70	<u>33,100</u>
71—80	<u>29,100</u>
81—90	<u>25,900</u>
91—100	<u>23,400</u>
101—110	<u>23,500</u>
111—120	<u>21,700</u>
121—130	<u>23,500</u>
131—140	<u>22,000</u>
141—150	<u>21,500</u>

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
共通職員

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	<u>71,200</u>
15—19	<u>47,900</u>
20—29	<u>53,700</u>
30	<u>40,900</u>
31—40	<u>31,000</u>
41—50	<u>25,100</u>
51—60	<u>21,200</u>
61—70	<u>18,300</u>
71—80	<u>16,200</u>
81—90	<u>14,500</u>
91—100	<u>13,200</u>
101—110	<u>13,700</u>
111—120	<u>12,700</u>
121—130	<u>15,200</u>
131—140	<u>14,200</u>
141—150	<u>14,300</u>

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円
10—14	<u>27,200</u>
15—19	<u>18,600</u>
20—29	<u>32,500</u>
30	<u>27,000</u>
31—40	<u>20,600</u>
41—50	<u>16,700</u>
51—60	<u>14,100</u>
61—70	<u>12,400</u>
71—80	<u>11,100</u>
81—90	<u>10,100</u>
91—100	<u>9,000</u>
101—110	<u>14,200</u>
111—120	<u>13,200</u>
121—130	<u>12,300</u>
131—140	<u>11,500</u>
141—150	<u>11,700</u>

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	令和8年4月以降適用
人	円
20	<u>34,300</u>
21—30	<u>22,300</u>
31—40	<u>27,900</u>
41—50	<u>22,200</u>
51—60	<u>18,500</u>
61—70	<u>15,900</u>
71—80	<u>13,900</u>

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	<u>26,200</u>
15—19	<u>17,900</u>
20—29	<u>31,300</u>
30	<u>26,000</u>
31—40	<u>19,800</u>
41—50	<u>16,100</u>
51—60	<u>13,600</u>
61—70	<u>11,900</u>
71—80	<u>10,700</u>
81—90	<u>9,700</u>
91—100	<u>8,700</u>
101—110	<u>13,700</u>
111—120	<u>12,700</u>
121—130	<u>11,800</u>
131—140	<u>11,100</u>
141—150	<u>11,300</u>

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	<u>33,000</u>
21—30	<u>21,500</u>
31—40	<u>26,800</u>
41—50	<u>21,400</u>
51—60	<u>17,800</u>
61—70	<u>15,300</u>
71—80	<u>13,400</u>

(別紙)

81—90	<u>17,300</u>
91—100	<u>15,600</u>
101—110	<u>14,100</u>
111—120	<u>13,000</u>
121—130	<u>12,100</u>
131—140	<u>11,200</u>
141—150	<u>10,500</u>

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

一般入所者数	令和8年4月以降適用
人	円
20	<u>12,400</u>
21—30	<u>7,600</u>
31—40	<u>16,700</u>
41—50	<u>13,400</u>
51—60	<u>11,200</u>
61—70	<u>9,600</u>
71—80	<u>8,300</u>
81—90	<u>12,500</u>
91—100	<u>11,200</u>
101—110	<u>10,200</u>
111—120	<u>9,300</u>
121—130	<u>8,400</u>
131—140	<u>7,900</u>
141—150	<u>7,300</u>

（注1）一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表Ⅰ－2 サービスの提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホームA型

①単独設置

取扱定員	令和8年4月以降適用
人	円
50	<u>115,500</u>

81—90	<u>16,600</u>
91—100	<u>15,000</u>
101—110	<u>13,600</u>
111—120	<u>12,500</u>
121—130	<u>11,600</u>
131—140	<u>10,800</u>
141—150	<u>10,100</u>

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

一般入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	<u>11,900</u>
21—30	<u>7,300</u>
31—40	<u>16,100</u>
41—50	<u>12,900</u>
51—60	<u>10,800</u>
61—70	<u>9,200</u>
71—80	<u>8,000</u>
81—90	<u>12,000</u>
91—100	<u>10,800</u>
101—110	<u>9,800</u>
111—120	<u>8,900</u>
121—130	<u>8,100</u>
131—140	<u>7,600</u>
141—150	<u>7,000</u>

（注1）一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表Ⅰ－2 サービスの提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホームA型

①単独設置

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
50	<u>111,100</u>

②併設施設

取扱定員	令和8年4月以降適用
50人	82,900円

③特定施設入居者生活介護を受けた場合
共通職員

取扱定員	令和8年4月以降適用
50人	52,600円

④特定施設入居者生活介護を受けた場合
一般入所者に対する介護職員等

一般入所者数	令和8年4月以降適用
20人	41,700円
21—30	43,300
31—40	44,100
41—50	44,700

(注1)上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、Ⅰ－2－③の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」にⅠ－2－④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額(月額)とする。

(注2)一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表Ⅱ－1

本人からの徴収額(月額)
軽費老人ホーム

略

別表Ⅱ－2

本人からの徴収額(月額)
軽費老人ホームA型

②併設施設

取扱定員	令和7年4月以降適用
50人	79,800円

③特定施設入居者生活介護を受けた場合
共通職員

取扱定員	令和7年4月以降適用
50人	50,600円

④特定施設入居者生活介護を受けた場合
一般入所者に対する介護職員等

一般入所者数	令和7年4月以降適用
20人	40,100円
21—30	41,700
31—40	42,400
41—50	43,000

(注1)上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、Ⅰ－2－③の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」にⅠ－2－④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額(月額)とする。

(注2)一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表Ⅱ－1

本人からの徴収額(月額)
軽費老人ホーム

略

別表Ⅱ－2

本人からの徴収額(月額)
軽費老人ホームA型

略

略

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。